

銀五百八拾參匁四分壹厘九毛

御上納掛屋入用

嘉永元年申年五月

平次郎代判平兵衛以下百六十七人連署

銀百四拾貳匁九分貳厘

同欠小玉打

天王寺村入作人

石橋彌兵衛以下二十一名連署

銀壹貫九百九拾四匁貳分七厘

庄屋へ歩方

木津村入作人

若狹屋清兵衛以下二十二名連署

銀五百九拾壹匁八分四厘

村借利息銀

難波村入作人

我孫子屋安右衛門以下十一名連署

合銀參拾貫四百七拾六匁七分八厘九毛

天下茶屋入作人

宇八以下十二名連署

右は去未年當村入用銀庄屋年寄百姓代惣百姓立合帳面委細見届吟味は前々仕來し通割合相違無御座候入作人迄承知納得の上村方に割掛り差出書面の通少も申分無御座候此外少しも入用割掛不申候間申分無御座候に付惣百姓入作人迄連判仕差上申處如件

勝間村入作人

こめや善次郎以下二十三名連署

町方入作人

忠右衛門代判久左衛門以下十九名連署

百姓代 庄兵衛△勘左衛門△新右衛門

門△茂兵衛△善十郎△清兵衛

設樂八三郎様

年寄 權右衛門△彌兵衛△吉次郎△

御役所

甚兵衛△平右衛門△彌三衛門△

別紙壹册被成御渡奉受取候以上

彌平治△六兵衛

右 勝右衛門

庄屋 勝右衛門

明治維新以後

徳川幕府倒れ、王政復古の大業が成就して以來は、諸般の制度の上にも勿論大なる變革を見るに至つたが、而も其の當時に在つては、一般人民の頭腦に深く浸み込んでゐた幕政時代の舊慣を打破し一氣に徹底した革新の實を擧げる譯に行かなかつた。地方行政も亦然りて夫の庄屋年寄の制度が明治五年五月まで存續してゐた如きは正しく其の一例である。明治元年正月二十日大阪鎮臺が置かれ、同月二十七日大阪裁判所と改稱し、同年五月二日更に大阪府と改めた然るに二年正月二十日攝津縣を設置され、同年三月四日本村等は大阪府の管轄に入つた。次て四年十一月二十日從來の府縣は廢止され、新たに大阪府を設けて西成郡全部が府の統治下に立つやうになつた。

明治五年五月大阪府第七十五號を以て庄屋年寄役へ支配地の區畫定期を定め各區に惣代を設け、又組村には庄屋年寄をして従前通り執務せしむることを布達した。此の行政區畫の設定は正しく地方就中村々の政治革新の第一歩たるべきもので、大いに注目し値ひする。此の時に於いて南部西成郡は即ち第一區に指定された。其時の村名は左の通りである。

第一區 壹番組吉右衛門肝煎地、西高津村 貳番組今宮村 參番組木津村 四番組難波村
五番組勝間村 六番組西側町、材木置場、津守新田 七番組中在家村、今在家村

此の名稱は西成郡第一區貳番組今宮村と云ふやうに記された。然るに同月二十二日太政官第百八十四號を以て從來の庄屋、年寄等の村役を全然廢止し、初めて區長戸長の職制を創定した。斯くて區には會議所なる役所を設け、茲に區長が出頭して執務したのであるが、第一區の會議所は今宮村に置かれ、明治七年三月二十四日の選任には第一區長として木津村の岡本宣清が就任した。

越えて八月二十一日大阪府の名に於て郡中制法と云ふ法規が發布實施された。これは幕政時代の觸書と相似たもので、二十四箇條に互り更に項を設けて人民の守るべき要項を明記し最後に「右條々堅く可相守、是れ世の制法たり、聊不可違背者也」と嚴達した。八年四月大阪府の管内を分ちて十一大區とし其一大區を數小區に分ち西成郡を第六大區に指定した。それ故に大

阪府第何大區何小區何番地組何村と稱したのである。然るに十年九月番組の制は廢され、更に十一年七月郡區町村編制法を布告し、郡内を四十三分畫に分ち、一分畫に一人の戸長を置くことになつた。斯くて戸長及び選舉人の資格、選舉手續が達示せられ、戸長及び選舉人たるべき者は、其の町村に本籍と一定の住居とを有し且納税者か又は價格百圓以上の不動産を有する満二十歳以上の男子に限ると定められた。十三年七月に制度の改正行はれ從來の一分畫一戸長制を一町村一戸長とし執務所は戸長の自宅でも差支へなく、又除外例として事情により數町村聯合して戸長一名を置くことを許し、且戸長の任期を三箇年とし、惣代を町村議員と改名した。

其後幾多の改正が行はれ戸長の任期も亦二年となつた。然るに十六年三月七日大阪府第十一號の達で、戸長選舉法に關する第三回の改正があつた、在來の選舉法では先づ戸長を公選せしめた後、府が任命する事であつたのを、新選舉法は此の官選主義を改めて民選主義とし、任期二箇年を四箇年に延長する等、餘程多くの改正を行つた。然るに翌十七年又復官選に逆戻り、六月には町村の管理區域を改め郡中三十五役場となし、今宮村は第五役場木津村は第八役場となつた。翌七月十七日甲第五十七號を以て、區町村會規則並に議事細則が定められ、茲に地方自治機關が漸く發達するに至つたが、之れが前提となつて二十一年四月十七日遂に法律第一號を以て市町村制が發布せられ、翌二十二年二月府令第十六號を以て同年四月一日から新町村制

を施行すべき旨示達された。斯くて五月以來續々各町村役場が開かれたが、木津村役場の開かれたのは六月二十七日、今宮村役場の開かれたのは六月二十八日であつた。

今宮町村政の時代別

今宮村が封建時代に於て庄屋制度の下に、一村の經營を爲し來つたことは既記の通りであるが、明治の新政によりて庄屋の廢止された後に於ける自治を左の五期に分類することが出来る。

第一期 戸長時代

第二期 第一次村會時代

第三期 今宮津守組合時代

第四期 今宮村政獨立時代

第五期 町制時代

しかし斯く分割した所で、其れは畢竟史的觀察上に便宜なためで、人々により又見る所を異にするであらうから、格別此の分割を固執する必要がない。右時代の年月を記すと左の如くである。

第一期 戸長時代

明治五年五月二十二日太政官第百八十四號を以て從來の庄屋、年寄等の村役を全然廢止し之れに代ふるに區長、戸長の職制を創定す。

第二期 第一次村會時代

明治二十一年四月十七日法律第一號を以て發布された市町村制が翌二十二年四月一日から施行されたので茲に第一次村會が同年五月十二日開かれた。

第三期 今宮津守組合時代

明治三十年四月一日を以て大阪市接續町村編入實施された結果今宮、木津兩村の殘部は合併し更に隣接津守村と協議して兩村組合役場を設置した。

第四期 今宮村政獨立時代

六年間持續して來た今宮、津守兩村の組合政治も經費分擔問題から兩者意見を異にした結果明治三十六年三月三十一日を以て斷然組合を解散して單獨村制を施行した。

第五期 町制時代

人口の増加と時勢の進歩に促され大正六年九月一日より町制を施行し大正十四年四月一日を以て大阪市に編入せられた。

村制施行前後 (第一次村會)

明治二十二年六月二十八日を以て今宮村役場第一回村會が正式に開設せられたが、而も村會は現に其以前より成立し、村治に關する要務を決議し、之れが原案提出者並に執行者は戸長其責任を負ふ事となつてゐた。

我今宮村は一村一人の庄屋制度により行政を管理し來つたが、明治五年五月庄屋制度の廢止と共に區長戸長の制を置いた。そして戸長には主として従前の庄屋が任せられ、今宮村の第一次の戸長は徳川幕政時代に代々庄屋を勤めた伊藤勝右衛門であつた。それより渡邊勘左衛門、中村新右衛門、大野重友、渡邊富三郎の數氏を経て西島喜代三郎に及んだ。村制實施に入る以前に戸長西島喜代三郎は戸長なる名義を去り、第一回村會の召集は五月十日付元戸長の名義を用ゐた。そして同月十二日村會は開かれ西島元戸長より左の諮問案が附議された。

諮問案

一、本村々長ヲ町村制第五十六條第一項末段ノ如ク有給トスルヤ將タ規則ノ通り名譽職トスルヤ其可否如何

説明

町村長ハ元來名譽職ヲ以テ原則トセラレタリト雖モ特ニ條例ノ規定ヲ以テ有給トスルコトヲ許サレタリ御モ有給ヲ必用トスル場合ハ大ナル町村ハ其事務ノ繁多ナルハ勢ノ免レザル處ナリ然ルニ名譽職ヲ擔任セシムベキ公民ハ皆夫々一家ノ自治ヲナス職業ノアリテ本職ノ餘暇到底一村ノ繁多ナル事務ヲ負擔セシムル能ハザルヨリ止ムヲ得ズ有給村長ヲ置キ町村ノ事務ヲ專務トセシムルノ必用アル時ニ限ルベシ本村ノ如キハ將來益々繁盛ヲ加フル營業ノ要地ニシテ且大阪市ニ接續シタル一大村ナリ然ラバ其事務モ繁多ニシテ專務ノ村長ヲ置クノ必用アルト雖モ又其村費ノ點ニ至ツテハ新制實施後従前ヨリモ多キヲ加フルガ如キハ容易ナラザル義ニシテ法律ニ於テモ名譽職ヲ原則トセラレタレバ先ヅ當分ノ内ハ村長ヲ名譽職トシ止ムヲ得ザル場合ニ立至ラバ其時條例ノ規定ヲ以テ有給トスルモ差支ナカルベキカ如何
各員ノ意見ヲ問フ

明治廿二年五月十二日提出

西成郡今宮村

元戸長 西島喜代三郎

之れに對する村會の決議報告は左の如くであつた。

報告書

一、本日町村制第五十六條第一項前段ノ如ク村長ヲ有給トスルヤ將タ規則ノ通り名譽職トスルヤ其可否如何ノ諮問ニ對シ本會ハ左之通報答ス
村長ハ法律規定ノ如ク名譽職トシ追テ有給村長ヲ置クヲ必用トスルトキハ其時條例ノ規定ヲ以テ有給ニセントス

右 報 答 ス

明治二十二年五月十二日

西成郡今宮村會議員

原 田 源兵衛	斧 原 勘次郎	澤 田 彌 八	水 谷 久兵衛
山 本 宗 七	西 島 喜代三郎	大久保 太 助	渡 邊 麻次郎
大 田 仁左衛門	菅 森 源 七	中 村 熊太郎	矢 根 伊之助

斯くの如くして新制による今宮村政の幕は切つて落されたが、六月九日には第二次の村會が開かれ、竹島源助を収入役に選任し、尙村長、助役等の報酬をも決議した。その決議によると村長は一ヶ年壹百圓、助役は壹ヶ年九十圓、収入役は月俸七圓であつた、此の六月九日の村會には渡邊麻次郎氏が議長として、當時の議事録に署名して居るから勿論村長に就任してゐたものである、翌いで七月五日には第三次の村會が開かれ今宮村會議事細則が決議されたのである。村長渡邊麻次郎氏の在任期間は頗る長く、今宮津守兩村組合時代に及んでも依然職に居り、組合解散後獨立村となつても尙三ヶ年十一ヶ月間村長の職に在つた。

兩村組合役場時代以前の記録は多く散失してゐて其詳細を知るに由ないが、戸長時代より村長時代に互りて助役には中村善次郎、大久保太助、美濃部義雄、西島喜代三郎、大久保太助(再選)矢根伊之助の諸氏が就職してゐた。

公 民 總 會

明治三十年四月 關西線以北の地を大阪市に編入した以後に於ける我今宮村の状態は、獨立して村役場を設くる程の力を缺いたため、別項所載の如く津守村と共同して組合役場を設けた次第であるが、如何に組合役場を設けたとて、津守は津守、今宮は今宮と村は全然別であつた。之れがため村内の自治機關は別に造られ之れに依りて村政を行つてゐた。その機關が即ち今宮村公民總會である。此の公民總會は左の如き村條例の理由によつて設立されたのである。

西成郡今宮村條例「第一號」

本村ハ町村制第三十一條ニ依リ村會ヲ設ケス選舉權ヲ有スル村公民ノ總會ヲ以テ之ニ充ツ此の條例は明治三十年五月十五日監督廳の許可を得て施行した。而して第一次の總會が開かれたのは同年六月十五日で、當日の出席者及び議事は即ち左の如くである。

一、出 席 公 民

柴 田 音 吉	中 村 市 松	中 村 伊 三 郎	濱 田 勘 兵 衛
藤 田 榮 次 郎	柴 田 伊 勢 松	柴 田 卯 之 助	四 ッ 谷 仁 兵 衛

濱田辰之助

二、議 長

渡邊麻次郎

三、決議事項

一、公民總會々議細則

二、平井六藏、今西爲吉の二人町村制第七條但書に依り二ヶ年制限特免の件

四、今宮村、津守村組合會議員選舉

當選者

濱田勘兵衛

藤田榮次郎

中村伊三郎

柴田伊勢松

中村市松

公民總會の存続したのは其後四年間で、即ち左の村條例により廢止を決定した。

西成郡今宮村條例「第三號」

一、明治三十年五月今宮村條例第壹號公民總會に關する條例は之れを廢止す

二、村會成立に至るの間村會に於て議決すべき事件は尙公民總會之れを議決す

右の村條例が監督官廳によつて許可せられたのは明治三十三年九月十二日で翌三十四年三月二十五日迄公民總會は存続し同三月三十日を以て今宮村會は成立した。

今宮村 津守村 組合役場時代

明治三十年四月一日を以て大阪市接續町村の編入が實施され、當時の今宮、木津兩村を横斷せる關西鐵道線路を境界とした其の以北を全部編入した。そのために今宮村及び木津村の編入された殘部を合併して新らしき今宮村が成立した。尙隣村たる津守村に在つても當時岡島新田と稱へられて居つた組合村の大部分が編入された爲めに取殘された區域は一小村に過ぎなかつたので、津守村でも戸數は極めて僅少となり財政上の關係から單獨で村政を實施して行くことの甚だ困難な情態に陥つた爲めに、双方の利益を思つて兩村の組合制が施行され、遂に組合役場を今宮村の新家と稱する所に設ける事となつた、此の組合役場は明治三十年四月に始まり同三十六年三月三十一日まで存続した。

今宮津守兩村組合制を實施した當時の我今宮村は、戸數僅々二百戸を出でない小村落であつた。それがため町村制に依る定數の村會議員を選出することが困難となり、村公民の總會を以て總ての村政を議し以て自治の運用を計つてゐたのであるが、之れを現今の議員數三十名に比較するときは實に隔世の感あると共に、今宮に於ける自治機關の發達の急激なるに驚かざるを得なす。

津守村に於いても、我今宮村と同様公民總會を以て村政を議してゐたのであるが實際は兩村の公民中から五名の總代を選出し、此の總代によつて議政が行はれた。今兩村の組合會議を組織すべく開かれた公民協會當時よりの組合會議の狀態を抄録して左に掲げる事とする。

今宮村津守村公民協議會

明治三十年六月十五日開會、公民を代表して今宮村側よりは

- 柴田 音吉 濱田辰之助 中村市松 中村伊三郎
- 濱田勘兵衛 藤田榮治郎 柴田伊勢松 柴田卯之助
- 四ツ谷 仁兵衛

(東谷庄藏、植村善六、濱田巳之助、松本忠七の四氏缺席)

津守村側よりは

- 吉川 吉右衛門 森内六左衛門 森内 宗八 吉宗久兵衛
- 了味忠次郎 江上 彦助 袖下利右衛門

の諸氏出席、村長事務取扱渡邊麻次郎氏を議長に推舉し協議の結果左の組合規約を決議した。

組合規約

組合會議ノ組織

第一條 本組合ニ會議ヲ設ケ之レヲ西成郡今宮村津守村組合會ト稱ス

第二條 組合會議員ノ數ヲ左ノ如ク定メ其選舉ハ一村ヲ一區トシ其村公民總會ニ於テ互選ス

ルモノトス

- 今宮村 五 名
- 津守村 五 名

第三條 議員ハ名譽職トス其任期ハ六年トシ每三年各半數ヲ改選ス

但缺員ヲ生ジタル場合ハ直ニ補缺選舉ヲ行フ

第四條 公民タルノ資格ヲ失フトキハ同時ニ議員タルノ職務消滅ス

事務管理ノ方法

第五條 本組合ニ組合村長及助役收入役各壹名ヲ置キ事務ヲ指辨ス

書記以下定數ハ其必要ニ應ジ組合會之レヲ議決ス

第六條 本組合ノ經費ハ左ノ歩合ニ依リ各村ニ於テ負擔スルモノトス

- 貳分六厘 人口
- 貳分六厘 戸數

參分五厘

今宮村

壹分參厘

津守村

附 則

第七條 本規約ノ改正追加ヲ要スルトキハ組合會ニ於テ議決スルモノトス

第八條 本規約制定以前(明治三十年四月一日以後)ニ係ル經費負擔ハ本規約第六條ニ依ル

モノトス

斯くの如く先づ兩村組合規約を設定したる後同六月十八日組合會議を開き

濱田勘兵衛。藤田榮次郎。中村伊三郎。柴田伊勢松。中村市松。

(以上今宮村)

西宮作兵衛。吉宗源次郎。富田朴民。吉川吉右衛門。明山久吉。

(以上津守村)

右の各議員出席渡邊麻次郎氏を議長とし、左の決議を爲し終りて組合村長及び助役を選擧した。

一、決議事項

一、今宮村津守村組合會々議細則四十ヶ條

一、今宮村津守村組合出納規程十六ヶ條

一、選擧 舉
一、今宮村津守村組合役場處務規程十六ヶ條

組合村長 渡邊麻次郎

同 助役 江上彦助

尙其の後の組合會議の經過を述べれば

○六月二十二日 明治三十年度歳入出豫算案(自七月至三月)金千八百五十一圓を決議し收入役に竹島

源助氏を擧げ學務委員に柴田伊勢松氏を選擧

○三十一年二月二十一日 明治三十年度歳入出豫算原案金千八百九十九圓六十三錢を金千八

百九圓六十三錢に修正決議

四月二十五日 左の事項を決議

一、小學校の校數並に位置諮問答申の件

尋常小學校 一校 今宮村

尋常小學校 一校 津守村

一、組合役場位置變更の件

今宮村番外千三百九十八番屋敷元今宮村家屋より同村七百八十六番屋敷木原茂平所有

家屋に變更

○六月十二日 左の選舉を行ふ

粉濱村外十八ヶ村衛生組合議員 江上 彦助

○六月十五日 左の選舉を行ふ

西成郡會議員 富田 朴民

○九月三日 傳染病豫防救治從事者給與規程決議

○九月二十九日 選舉

粉濱村外十八ヶ村衛生組合議員 中村伊三郎

(江上彦助辭任補缺)

○三十二年三月一日 決議事項

一、明治三十二年事務報告財産明細表

一、明治三十二年度歳入出豫算

原案金貳千五拾壹圓貳拾壹錢

修正金壹千九百六拾參圓八拾壹錢

○六月五日 決議事項

一、明治三十一年度歳入出決算報告(認定)

歳入金壹千八百四拾六圓拾九錢五厘

(豫算に比し金參拾六圓五拾六錢五厘増)

歳出金壹千七百參拾四圓貳拾四錢八厘

(豫算に比し金七拾五圓參拾八錢貳厘減)

○三十三年三月十九日 決議事項

一、明治三十二年事務報告財産明細表

一、明治三十三年度歳入出豫算

豫算金貳千百拾九圓七拾壹錢

一、選舉

三十三年度出納臨時検査立會議員

吉川 吉郎兵衛 明山 久吉

藤田 榮治郎 中村 市松

○六月五日 決議事項

一、今宮村津守村組合吏員其他支給定則

一、今宮村津守村組合會議員交替手續
議員改選準備

一、組合會議員定期半數改選に付き抽籤を以て退任者を定む其退任者左の如し

江上 彦助 富田 朴民 吉宗源次郎 明山久吉
藤田榮治郎

○明治三十四年二月十二日 半數改選後最初の組合會を開く出席者左の如し

吉宗源次郎(再選) 中村市松 濱田勘兵衛
江上 彦助(再選) 藤田榮治郎(再選) 吉川吉郎兵衛
加藤新左衛門(再選) 吉川吉右衛門(再選) 柴田伊勢松

一、決議事項

明治三十三年度歳入出追加豫算

追加豫算金百六拾貳圓七拾錢

○三月四日 決議事項

一、明治三十三年事務報告書財産明細表

一、明治三十四年度歳入出豫算

豫算金貳千百四拾參圓五拾錢

一、助役に關する條例制定

(定員二名内一名有給助役)

一、今宮村津守村組合吏員其他支給定則中改正

○六月十一日 決議事項

一、今宮村津守村組合村収入役選任(竹島源助)

村長 渡邊麻次郎
助役 江上 彦助

○六月二十五日 今宮村會津守村公民總會合同會を開く當日の出席議員及公民左の如し

明山久吉 渡邊麻次郎 江上 彦助 吉宗源次郎
濱田勘兵衛 藤田榮次郎 吉宗久兵衛 柴田伊勢松
加藤新左衛門 四ッ谷 福松 岩間寅吉 中村伊三郎
吉川吉右衛門

一、決議事項

一、今宮村津守村組合規約中改正

(今宮村公民總會廢止、村會成立の理由に依る)

○七月九日 決議事項

- 一、今宮村津守村組合村有財産管理規程
- 一、今宮村津守村組合基本財産蓄積法
- 一、明治三十三年度歳入出決算報告認定

歳入金貳千參百參拾壹圓八拾六錢壹厘

(豫算と比し金四拾九圓四拾五錢壹厘増)

歳出金貳千參拾參圓參拾八錢五厘

(豫算に比し金貳百四拾九圓貳錢五厘減)

○九月九日 決議事項

- 一、竹島收入役が收入役名義を以て百五十二銀行に預け入れたる金八百貳拾四圓五拾錢は竹島個人の預金にして組合村に何等關係なき件
- 一、基本財産管理に關する事務助役に分掌の件

○三十五年三月二十九日 西成郡參事會に於て歳入出豫算を代決す

(村長渡邊麻次郎氏辭職、議員辭職法定數を缺きたるに依る)

一、豫算決議額金貳千貳百六拾參圓九錢

○九月四日 在來の議長は概ね渡邊麻次郎氏なりしも同氏辭職により江上彦助氏議長となる

一、決議事項

一、明治三十五年度歳入出第一回追算

一、一時借入金の場合

○九月十一日 決議事項

一、明治三十五年度歳入出第二回追加豫算

一、一時借入金の場合

兩村組合制度は明治三十六年に至り組合費負擔の歩合協定に際し今宮側は今宮村を六分とし津守村を四分とするを至當であると主張し、又津守側は今宮村を六分五厘とし津守村を三分五厘とするを以て至當であるとし、双方固執して譲らず遂に協調成らず決裂して解散決議の上明治三十六年三月三十一日を以て斷然組合を解散し、爾來兩村は單獨に村制を施行したのであつた。

第二次村會時代

明治三十四年三月二十五日の公民總會を最後の總會となし、同總會は廢止せられて代ふるに

今宮村會の成立を以てした。之れは同三月三十日の事であつた。それで翌四月十一日には村會を開會したが其の要項は左の如くである。

一、出席議員

柴田伊勢松 四ツ谷仁兵衛 岩間廣吉 渡邊麻次郎
中村伊三郎 藤田榮次郎 蟹田嘉平 濱田勘兵衛

二、議長 渡邊麻次郎

三、決議事項

一、今宮村會々議細則

二、村稅營業割不均一稅率賦課の件

三、村稅營業割を除く課率の件

四、村稅徵收期限の件

五、校舎敷地買收の件（字花園四七五、四五七ノ内）

六、土地買却の件（元本津字四條ヶ辻五五〇ノ一）

五、選 舉

一、三十四年度出納検査立會議員二名

二、同年度郡部府稅戶數割賦課に關する等級調査委員三名

斯くの如くして今宮村會は其成立と共に著々村政の進展に力を盡してゐたのであるが、翌三十五年四月十五日の村會に於て、三十五年度豫算案を議するに當りて圖らずも一場の波瀾を捲起した。

豫算額は歳入金五千五百二十七圓十六錢二厘で歳出は之れと同額であつた、當日の出席議員は

柴田伊勢松 四ツ谷福松 岩間廣吉 中村伊三郎
藤田榮次郎 濱田勘兵衛
議長代理者 江上彦助

の諸氏であつた。此の村會に於て中村議員は村稅の部に交付金の一款を加へたと發議し其理由として

今宮村、津守村組合設置の當時に於ては規約により兩村に區分して歳入に編入したものであるが、三十一年に至り監督官廳の命なりとて之れを組合の歳入とした、しかし之れは決して穩當でない、交付金の下附振合を見るに今宮村幾何津守村幾何と區別してある以上、之れを組合の收入となすべきものでないことは甚だ明白である云々

之れに對し理事者は

三十五年度の組合豫算は郡參事會に於て代決（組合會議員辭職缺員の爲め）したが、該豫算にては組合收入の部に交附金が計上されて居る、且監督官廳の意見並に指示によれば交付金は組合の收入とせねばならぬ事となつて居るから、旁々本村の豫算に計上するは穩當でない云々

しかし中村議員は其の説を曲げず、他の議員中にも中村説に賛同した者があつたから議長代理者は

今交付金を今宮村の豫算に加へることは監督官廳の指示にも反し且組合豫算と重複する事となるから、組合會成立の上交附金を兩村別々に收入する事ともなれば豫算の更正をするのが穩當である

とて組合會議員は三日中に選舉の手續きをするからと説明したが、議場は之れがため何等緩和されず、中には組合分離説を提出して中途退場する者もあつた。然るに議長代理者議事中發病の爲め已むなく村會を閉會し、更に引續き十九日開會した。當日の出席議員は柴田、四ッ谷、中村、藤田、蟹田の五氏であつたが前回の難業であつた交附金計上の事を議した末、滿場一致を以て之れを計上すべき事を決議した。

五月十六日議員の要求により村會開會、當日の出席者は

柴田 伊勢松 四ッ谷 仁兵衛 岩 間 廣 吉 中村 伊三郎

藤田 榮次郎 蟹 田 嘉 平 濱 田 勘 兵 衛

議長代理者 江 上 彦 助

の諸氏で當日の決議事項は極めて重大なるものであつた、即ち

今宮村津守村組定解散建議 が其れである、該建議は中村、藤田、濱田、柴田の四議員によりて提出された。右組合解散の理由としては

兩村は各個村との状態を異にするものであること、例へば道路の新設、水路の開鑿等は今宮村に於て焦眉の急を要するけれども津守村は左やうでない、又津守村に於ては害蟲驅除豫防其他一般農事の改善等に付き種々施設を要するもの少くないが今宮村は之れ等に對し格段の利害關係を有しないから其の必要がない

と云ふ事等が主張の基礎となつて居た、而して次回（五月十九日）の村會に於て九月三十日を期し今宮村津守村組合解散の件

と云ふ議案が日程に上つて、遂に可決した。しかし同年十一月十日の村會では

今宮村津守村組合解散議決中更正の件

が附議せられ、其の結果として明治三十五年九月三十日限り解散とあるを三十六年三月三十一日限りと更正された。

村會より町會へ(議員の選舉)

今宮津守兩村組合制度の實施中に於て、我今宮村は時代の要求に應じ在來の公民總會を廢止し、之れに代ふるに村會を以てし、茲に自治機關を確立した。之れは明治三十四年二月三十日の出來事であつた。此の時の村會議員の氏名は左の如し。

二級

岩間 廣吉 渡邊 麻次郎 中村 伊三郎 四ッ谷 仁兵衛

一級

濱田 勘兵衛 藤田 榮次郎 柴田 伊勢松 蟹田 嘉平

明治三十七年三月二十九日(二級)三十日(一級)改選及補缺選舉を執行當選者左の如し

二級 改選 濱田 巳之助(四十二年三月廿八日任期満了) 同 同 中村 市松(同上)

一級 改選 廣江 武藏(三十八年七月廿一日收入役就任の爲辭職) 同 同 藤田 榮次郎(三十七年十一月十一日辭職)

同 補缺 天正 信藏(四十年三月廿八日任期満了)

明治三十八年二月八日(二級)九日(一級)執行補缺選舉會に於ける當選者左の如し

二級 補缺 田岡 典章(四十年三月廿八日任期満了)

一級 同 蟹田 嘉平(四十三年三月廿八日任期満了)

明治四十年三月二十九日(二級)三十日(一級)執行改選、補缺、増員選舉會に於ける當選左の如し

二級 改選 柴田 伊勢松(大正二年三月廿八日任期満了) 同 同 四ッ谷 福松(同上)

同 増員 藤田 榮次郎(四十三年三月廿八日抽籤に依る區任期満了) 同 同 田岡 典章(大正二年三月廿八日任期満了)

一級 改選 渡邊 麻次郎(同上) 同 同 廣江 武藏(同上)

同 増員 野村 彦太郎(四十三年三月廿八日抽籤に依る區任期満了) 同 同 岡崎 佐次郎(大正二年三月廿八日同上)

同 補缺 天正 信藏(四十三年三月廿八日同上)

明治四十三年三月二十九日(二級)三十日(一級)執行改選増員選舉會に於て當選したる議員左の如し。

の如し。

二級 改選 濱田 徳松(町村制改正に依り大正二年三月廿八日任期満了) 同 同 濱田 巳之助(同)

同 同 天正 信藏(同) 同 同 増員 加川 久吉(同)

同 同 伊藤 爲吉(同) 同 同 古高 吉三郎(四十四年十月八日死亡)

一級 改選 田中 利吉(町制改正に依り大正二年三月廿九日任期満了) 同 淺野 虎吉(同)
 同 同 宮木 暉里(同) 同 増員 茶珍恒次郎(同)
 同 同 上月義五郎(同) 同 同 出原重次郎(同)
 大正二年三月二十九日(二級)三十日(一級)執行改選選舉會に於て當選したる議員左の如し。
 二級 田岡 典章(大正三年六月廿三日退職) 同 小川竹治郎(大正六年三月廿八日任期満了)
 同 四ツ谷福松(同) 同 柴田伊勢松(同)
 同 白石 喜藏(同) 同 濱西 孫平(大正四年五月廿一日退職)
 同 天正 信藏(大正六年三月廿八日任期満了) 同 濱田巳之助(同)
 同 宮木 暉里(同)
 一級 久富 矩直(大正六年三月廿九日任期満了) 同 出原重次郎(同)
 同 廣江 武藏(同) 同 北川彌太郎(同)
 同 藪本 與藏(同) 同 伊原勝太郎(同)
 同 柴 喜太郎(同) 同 三瀬 正木(同)
 同 山崎喜之助(大正三年六月廿三日退職)

大正六年三月二十九日(二級)三十日(一級)執行改選選舉會に於て當選したる議員左の如し。

一級 濱田 徳松(大正十年三月廿八日任期満了) 同 四ツ谷福松(同)
 同 堂本安三郎(同) 同 廣江 武藏(同)
 同 木原 純一(同) 同 小川竹治郎(同)
 同 中川 菊松(同) 同 山田宗十郎(大正九年八月一日死亡)
 同 伊原勝太郎(大正十年三月廿八日任期満了) 同 宮木 暉里(大正八年二月十八日退職)
 同 柴田伊勢松(大正八年十一月十日退職) 同 福田孫二郎(大正七年十一月六日死亡)
 一級 天正 信藏(大正八年一月五日死亡) 同 岩橋米三郎(大正八年八月三十日退職)
 同 出原重次郎(大正十年三月廿九日任期満了) 同 齋善 四郎(同)
 同 金井馬太郎(同) 同 中野豊三郎(大正九年二月三日退職)
 同 濱田巳之助(大正十年一月廿四日退職) 同 藤田榮次郎(大正八年七月廿三日死亡)
 同 川端米治郎(大正十年三月廿九日任期満了) 同 田中 利吉(大正九年三月廿二日退職)
 同 久富 矩直(大正十年三月廿九日任期満了) 同 平井春之丞(同)
 大正六年九月一日町制實施せられ村會は町會となり村會議員と町會議員と改稱せらる。
 大正八年十一月十九日(二級)執行補缺選舉會に於て當選したる議員左の如し。
 二級 補缺 濱田吉三郎(大正十年三月廿八日任期満了) 同 同 北川彌太郎

同 同 梶本 留吉

大正八年十二月四日(一級)執行補缺選舉會上に於て當選したる議員左の如し。

一級 補缺 柴田 藤吉(大正十年三月廿九日任期満了) 同 同 藤田 常吉(同)

同 同 野本吉三郎(同)

大正十年三月二十九日(二級)三十日(一級)執行改選選舉に於いて當選したる議員は現任者として記載の如くである。

議員数は明治三十四年三月の選舉には八名に過ぎなかつたが、四十年三月の選舉には十二名となり、四十三年三月の選舉には十八名となり大正六年三月の選舉には二十四名となり九月より町制實施、大正十三年三月の選舉には三十名に増加した。以て如何に町の發展の大なるか、認知される。

五人組から戸長時代、進んで村政時代、更らに町政時代に至る前後を顧みると實に長い間であるけれども、今宮村が五千以上の人口を有するに至つたのは僅々十數年以前のことと屬し、明治年間にも發達を見たが夫れは寧ろ遅々たるもので、其驚異に値する發展を遂げたのは大正七八年頃なのである。左に明治三十一年村政以後の當務者の姓名を擧げて置かう。吾等は是等諸氏の勞を多謝せねばならぬ。

歴代の村政町政當局者

村長 町長

今宮村、津守村組同役場時代

職名	就職年月日	退職年月日	退職理由	氏名	在職期間
今宮村津守村組合村長	明治三十年四月一日	明治三十年六月廿五日	職務終了	渡邊 麻次郎	三ヶ月
今宮村津守村組合村長	三十年六月三十日	同 三十四年六月廿九日	任期満了	渡邊 麻次郎	四ヶ年
同 村長	同 三十四年六月三十日	同 三十五年四月十七日	辭職	渡邊 麻次郎	十ヶ月
同	同 三十五年九月十七日	同 三十六年三月卅一日	組合解散	渡邊 麻次郎	七ヶ月

今宮村制時代

職名	就職年月日	退職年月日	退職理由	氏名	在職期間
今宮村村長	明治三十六年四月一日	明治四十年二月十四日	辭職	渡邊 麻次郎	三年十一ヶ月
同	同 四十年五月十八日	同 四十年十一月一日	同	田岡 典章	七ヶ月
同	同 四十年十一月二日	同 四十四年九月二十日	同	勝田 楨太郎	三年十一ヶ月

同	同四十四年十一月二十日	大正三年六月廿三日	同	廣江武藏	二年八ヶ月
同	大正三年七月十一日	同	同	四ッ谷福松	三ヶ月

今宮町制時代

職名	就職年月日	退職年月日	退職理由	氏名	在職期間
今宮町長	大正六年九月二十日	大正六年九月廿九日	辭職	中野豊三郎	一ヶ月
同	同	同	同	齋善四郎	一ヶ月
同	同	同	同	四ッ谷福松	四ヶ月
同	同	同	同	貞本義保	八ヶ月

助役

今宮村、津守村組合役場時代

職名	就職年月日	退職年月日	退職理由	氏名	在職期間
今宮村津守村組合助役	明治三十年六月三十日	明治三十四年六月二十九日	任期满了	江上彦助	四ヶ月
同	同	同	同	江上彦助	一年十一ヶ月

今宮村制以降

職名	就職年月日	退職年月日	退職理由	氏名	在職期間
助役	明治三十六年四月廿一日	明治三十六年八月廿九日	辭職	中村伊三郎	五ヶ月
同	同	同	同	勝田楨太郎	三年十一ヶ月
同	同	同	同	濱田巳之助	一ヶ月二ヶ月
同	同	同	同	廣江武藏	一ヶ月
同	同	同	同	廣江武藏	一ヶ月七ヶ月
同	同	同	同	柴田伊勢松	四ヶ月
同	同	同	同	濱田徳松	三年十一ヶ月
同	同	同	同	天正信藏	一年八ヶ月
同	同	同	同	伊原勝太郎	四ヶ月
同	同	同	同	中村文一	一年五ヶ月
同	同	同	同	市來圭一	四ヶ月
同	同	同	同	藤田安次郎	四ヶ月
同	同	同	同	松岡金太郎	四ヶ月

今宮町志

收入役

職名	就職年月日	退職年月日	退職理由	氏名	在職期間
收入役	明治三十六年四月一日	明治三十七年十一月十日	死亡	竹島源助	一年八ヶ月
同	同	同	同	藤田榮治郎	十ヶ月
同	同	同	同	廣江武藏	十ヶ月
同	同	同	同	濱田徳松	一年九ヶ月
同	同	同	同	濱田徳松	一年九ヶ月
同	同	同	同	蒲生岩之助	四ヶ月
同	同	同	同	蒲生岩之助	二年七ヶ月
同	同	同	同	藤田安次郎	四ヶ月
同	同	同	同	藤田安次郎	四年
同	同	同	同	藤田安次郎	四年
同	同	同	同	藤田安次郎	二年六ヶ月

現任町會議員及び各委員 (大正十四年三月卅一日現在)

齋藤順次郎 中川菊松 小川竹治郎 久富矩直 齋善四郎
 四宮九平 岩崎彌一郎 濱田源三郎 野口安五郎 福田濱五郎
 貞本義保 廣岡爲治 渡邊熊八 濱田徳松 野本吉三郎

柴田藤吉 堂本安三郎 平井春之丞 濱田吉二郎 井邊榮一
 四ッ谷福松 木原純一 梅本乙次郎 畚野清吉 岩間繁吉
 久島 諱 榎並善次郎 關野英之助 平田市太郎 山本宇太郎
 (以上定員三十名)

各種常設委員 (大正十四年三月三十一日現在)

學務委員

久島 諱 柴田藤吉 堂本安三郎 野本吉三郎 山田富之助
 木原純一 安福敏昭 坂部健太郎 齋藤順次郎

土木委員

平井春之丞 濱田源三郎 中川菊松 井邊榮一 齋藤順次郎
 岩間繁吉 野口安五郎 濱田吉二郎

水道委員

畚野清吉 小川竹治郎 梅本乙治郎 四宮九平 廣岡爲治
 公設市場委員

濱田吉二郎 岩崎彌一郎 渡邊熊八 福田濱五郎

出納検査立會議員

齋 善四郎 岩間 繁吉 四ツ谷 福松 關野英之助

衛生委員

久 島 諦 岩崎彌一郎 野口安五郎 齋藤順次郎 渡邊 熊八

平井春之丞

消防委員

堂本安三郎 渡邊熊八 井邊 榮一 濱田源三郎 野口安五郎

梅本乙治郎 福田濱五郎

大阪市へ編入

編入實行の経路

大阪市域を擴張して所謂大大阪を建設することは大阪市民多年の要望であつたが、容易に其の機會を見出し得なかつた。然るに大正十三年に至つて急轉直下問題は深刻化し、中川府知事は萬難を排して之れを實行すべく意を決して其の準備に著手した、而も問題の要點は編入せらるべき接續町村が、編入に對し如何なる意見を有するかを先づ難める事にある、是に於て中川

知事は編入に直接關係ある町村に對して其の意見を徵するため、大正十三年十二月二十六日附を以て諮問を發した、之れにつき各町村では種々講究する所があつたが、先づ相互間に於て意見を交換し、其の共通點を見出す必要ありとし、爾來交渉を重ね遂に一定の編入條件を提出するに至つた、依つて町會の決議を経て十二月九日付を以て貞本町長から左の答申書を提出した。

答 申 書

大正十三年十一月二十六日地第二四五五號を以て諮問相成候當町を廢し大阪市の市區に編入し町有財産及負債處分の件左記條件を附し同意致度此段答申候也

大正十三年十二月九日

西成郡今宮町會議長

西成郡今宮町長 貞本 義 保

大阪府知事 中 川 望 殿

一、新編入區域を以て五區を編制すること

二、市會議員の定数は九十二名とし内新市域に二十六名を配當すること

尙新市域各區の配當は大正十二年末の人口を標準とすること

三、學制の統一は是非共此の際斷行すること、萬一此の際直に實行不可能なりとし行政區を